

C・F・フラウダのオーストリア国民論(一)

—— オーストリア国民論の系譜学 ——

梶原克彦

目次

はじめに — 「オーストリア国民」形成と大戦間期の位置づけ —

第1章 生存不能神話の解体

第1節 経済的自立性の能力

第2節 文明批判としての反合邦

第2章 異郷としてのドイツ — 故郷としてのオーストリア —

第3章 「オーストリア国民」の存在証明 — 総ドイツ主義からの脱却 —

第1節 オーストリア人とは？

第2節 国民概念の明確化 — 国民 (Nation) とは何か？ — (以上本号)

第3節 民族 (Volk) 概念の明確化

第4節 民族性 (Nationalität) 概念の明確化

第4章 「オーストリア人の言語」

おわりに

はじめに — 「オーストリア国民」形成と大戦間期の位置づけ —

統合が進むヨーロッパにおいて国民国家や国民意識は今後どうなるのか。地域統合と地方分権とのはざまでその地位を相対的に低下させていくのだろうか。ギリシャをはじめとする加盟国の相次ぐ財政難から統合の真価が問われた欧州連合の姿は、これらの問いに一つの答えを暫定的な答えを提示しているように思われる。欧州連合は金融面での統一性と財政面での多様性との間に挟まれる形となり、統一通貨の維持と各国の経済状態・財政状態との兼ね合いをめぐる厳しい議論の応戦が行われた。その過程で明るみに出たのは、欧州連合の国家連合としての姿であり、欧州連合において国民国家が連合の構成単位として依然として強い存在感を持っている現状が色濃く映し出された¹⁾。欧州連合における「補完性の原則」が示すように、もとより欧州連合では各国の自立性に対して配慮がなされてきた。またヨーロッパ各国において右派あるいは右翼政党を中心に、欧州連合に対して各加盟国の利害の優位性を説く論調もこれまで繰り返されてきた。例えば、オーストリア自由党はしばしば欧州連合を槍玉に挙げつつ、最終的には連合からの脱退も辞さないとする姿勢を見せることで、オーストリアと国民の利害を第一に打ち出す政党であるとのイメージを喧伝してきたものである。こうした欧州連合をめぐる一連の動きは、世紀を跨いでもなお、国民国家やナショナリズムが無視しえない強力な慣性を秘めたものであることを印象づけ、その流れが今後も続くであろうと予想させるに足るものだった。

しかしながら、こうしたシステムが存外に歴史の浅いものであり、ヨーロッパにあってもせいぜいのところ — 長く見積もっても — 二百年にも満たない19世紀以来の産物であることは頓に指摘されてきた。こうした国民国家のシステム上の膠着性とその歴史の短さとの対照性に鑑みると、オーストリアの存在は非常に興味深いものとして立ち現われてこよう。それというのも、オーストリアは右派政党の伸張に関してヨーロッパでも群を抜いており、ナショナリズムや国民国家の強固さが窺える一方で、国民意識の形成については際立って

その開始が遅く、もっとも若い部類に入るからである。しばしば、オーストリアの国民意識形成は第二次世界大戦後に始まるとされている。それによれば、一方では、大戦間期における国民意識の欠如や熾烈な左右対立がナチス・ドイツによる「併合」を惹起したとの反省から、他方では、ナチス・ドイツとしての過去を消すためにみずからをその犠牲者として自らを描き出すことで、戦後の経済成長やデモクラシーの安定とも相まって、ドイツとの決定的な精神的絶縁を果たし「オーストリア国民」意識が形成されることとなった。「ドイツ人」という意識を有した人々が、ドイツ人とは異なる「オーストリア国民」という意識を形成したプロセスは、その作為性と共に、世論調査などにも確認できるそのアイデンティティの強固さからも、顕著な成功例とみなされてきた。

この結果、第二次世界大戦後の国民意識形成のプロセスに注目が集まり、国民意識の存在が強調される裏返しの表現として、第二次世界大戦前の状況は国民意識研究上ネガティブな時代と描かれてきた。これはドルフスーシュニク体制に関しても当てはまるものである。この体制は「誰も望まなかった国」とされる大戦間期のオーストリアを初めて「祖国」として描き出し、独立の正当性を国家イデオロギーとして謳いあげた。しかしながら、ナチス・ドイツとの対決において、ドルフスーシュニク体制が「オーストリア国民」意識の形成を怠り、「第二のドイツ国家」という論陣を張った点に、イデオロギーの脆弱さだけでなく、それがドイツとの繋がりを認めることで、かえって内面から国家を崩壊させることにも繋がったとして、批判の矛先が向けられてきた。さらに、こうした大戦間期の状況に対する否定的見解は「オーストリア国民」論の先駆的形態に対しても投げかけられていた。そこでは、なるほど大戦間期においても「オーストリア国民」論の存在は認められているものの、しかしそれは散発的で、ごく少数の意見に留まり、国論を動かすほどの力を得るには至らなかったとされ²⁾、E・K・ヴィンターやA・クラールの言説ほどに他の「オーストリア国民」論者の意見に関心が注がれることは稀であった。

確かに大戦間期のオーストリア国民論は戦後のオーストリア国民論ほどの影

響力を克ち得ることはできなかったといえる。しかし、〈オーストリア人論と国制構造〉の変遷をたどるといふ観点からすれば、体制のイデオロギーや教育政策の内容の吟味だけでなく、当時のオーストリア人論の一つの在り方として“オーストリア国民”に関する言説も考察の対象としての価値を有している³⁾。また、この作業を通じて、第二次世界大戦終了直後から展開されるオーストリア国民論への影響、大戦後のオーストリア国民論との異同や類似性などを把握することが期待される。換言すれば、大戦間期の国民論を吟味することは、第二次大戦後に形成されたとされる国民意識の構造を問い直すことでもある。今後の国民意識や国民国家の動向、さらには移民政策などを見極めていくうえでも、その系譜をたどる作業は重要であるといえよう⁴⁾。

本稿では、1920年代から30年代を通じて発行された保守系論者・正統主義者の雑誌『祖国 (*Das Vaterland*)』で「オーストリア国民」論を展開したカール・フリードリヒ・フラウダ (Carl Friedrich Hrauda: 1881–1945) の言説から、オーストリア国民をめぐる当時の言説空間の一部を再現することを試みる⁵⁾。『祖国』では、王政復古の問題はもとより、「オーストリア国民」の存在について活発な議論が繰り広げられていた⁶⁾。その一翼を担っていたのがフラウダであった。彼はイギリス人を母として、オーストリア人を父としてイギリスで生まれ、第一次世界大戦後からオーストリアに滞在し、1937年にオーストリアを去るまで、オーストリア国民の存在を主張し続けた。彼はオーストリアをみずからの祖国とみなし愛国心を涵養すべく積極的に発言し、当時の合邦論を厳しく批判する一方、ドルフスーシュシュニック体制の「総ドイツ主義」についても不満を隠そうとはしなかった。こうした彼の活発な言論活動から、オーストリア人論に関する当時の言説空間を理解することができるであろうし、国民意識論としても興味深い点を内包している。それというのも、しばしばオーストリア国民意識の成立にはヒトラー政権の誕生が梃子として作用したことが指摘されるが、フラウダが国民論を展開したのはその政権成立に先行しているからである。また、彼の言語論は戦後に出来る『オーストリア語事典』の先駆となっており、ドイツとオーストリアとの“言語的”差異についての言説を先

取りしたものである。この意味において、彼の国民論を改めて考察することは、戦後の国民意識構造の解明にも示唆を与えると考えられるのである。

第1章 生存不能神話の解体

フラウダは1930年に『オーストリアの自由のために (*Um Freiheit Oesterreichs*)』という小冊子を上梓した。本書は、オーストリアの愛国者団体の一つである「大オーストリア協会」(*Großösterreichische Gemeinschaft*)が編集した「祖国叢書」(*Vaterland-Bücherei*)の第3巻として出版されたものである。その副題には「合邦に関する諸考察」とあるが、これが示すように、本書は、当時人口に膾炙していたドイツとの合邦の問題について、「事実裏付けられた客観的な叙述で、オーストリアの使命と伝統の観点から」取りあつかうことを企図したものだ。それはとりもなおさず、オーストリアの独立の論拠を追求することを意味していた。

オーストリアでは第一次世界大戦終了後からドイツとの合邦を求める運動が朝野を挙げて繰り広げられた。この潮流は、サンジェルマン条約とヴェルサイユ条約の締結を通じて連合国によって禁止された後も依然として勢力を保ったままであり、合邦そのものを要求する動きに加えて、関税同盟案や独逸間の制度に関する「同一化」(*Angleichung*)を通じて、形を変えつつ両国の接近を図る動きもまた確認されるものだった。その一方で、こうした両国の紐帯を強調する活発な活動に対抗すべく、早くも1920年代、すなわちナチズムが興隆する以前から、ドイツ人とは異なる独自の存在としての「オーストリア国民」論も提示されるようになった。こうした早くからオーストリア国民の存在を認め、その特質を主張した人々には共産党を中心とするグループや保守主義者や君主制論者の一群がいた。フラウダは後者の人々が作り出すオーストリア人に関する言説空間の中で、精力的に持説を展開した。

第1節 経済的自立性の能力

『オーストリアの自由のために』では、まず、人々が合邦を要望する理由の一つであったオーストリアの「生存不能性」に関する議論が採り上げられ、この「神話」の解体が企図されている。第一次大戦終了後間もなく、オーストリアでは合邦運動が始まったが、その理由は党派などにより様々であった。けれどもその理由の一つである「オーストリアは独力では生きてはいけない」とする生存不能性に関する言及は、イデオロギーの左右を問わず、巷間で確認されたものだった。そうした発言の登場は、帝国解体と講和条約による割譲とによって、オーストリアの国土と人口が劇的に減少したことを背景としていた。残余オーストリア（Restösterreich）の国土の規模について、フラウダの見解では「残土オーストリアは余りに小さすぎるので、独力では存立できない、と主張するのは実に滑稽である。つまり、その生存能力をだれも疑わない — スイス、オランダ、ベルギー、デンマークという — オーストリアと同じくらい小さい、あるいはもっと小さい国家が少なからず存在するにもかかわらず、そうした主張をするのは、途方もなく厚かましい行為⁷⁾」であった。

それにもかかわらず領土縮小が疑問視されるのは、単に面積のゆえでなく、それが経済上の問題を引き起こすと考えられたからである。すなわち、「今日の残土オーストリアは、相対的にちっぽけな国であり、その設備、会社、そしてとりわけ首都は、かつての巨大なドナウ帝国に鑑みれば、今日そのかつての購入源と販路は絶たれており、みじめに縮小していくに違いない⁸⁾」、そのように人々は考えていた。これに対してフラウダは、オーストリアには二つの道があり、一方には、ドナウ連邦のような形でかつての経済領域の復活を企図するものがあり、他方には、現状を受け入れ、その「身の丈にあった」小国としての単独での経済生活を送ることがある、と述べている。彼は最善の道は両者の中間であるとしながらも、大規模な経済領域を確保する方策として、ドナウ連邦（Donaukonföderation）のように後継諸国の自立性を奪う危険性のある政治的統合プランは、そうした諸国の反感を招くとして、これを避けるべきだとしている。むしろ、経済圏の創出については、独立した諸国間の関税条約やそ

の他の条約による、いわば地域協力のようなもので対処することを彼は主張した⁹⁾。

こうした地域協力の前提は、オーストリアがまず何よりも独立国家として生活を営むことである。彼は、オーストリアが領土の縮小に対して「経済的な改編と適応」を実際には果たしていることを述べつつ、そうした現状を等閑視して、なお合邦に邁進する人々に対して苦言を呈している。なぜなら、存在する意志を持たぬ民族 (Volk) には誰も共感をよせず、それどころかその民族を支援したとしても結局は他の別の国の利益になる、つまりオーストリアを支援したとしても合邦してドイツを利することになってしまうという疑念を抱かせるのならば、オーストリアの事を誰も真面目に理解しようとはしない、からである¹⁰⁾。そこで彼の批判の矛先は、オーストリアの小国への「改編と適応」を阻害し、合邦へと人々を向かわせる大国志向の心性へと向けられた。

第2節 文明批判としての反合邦

彼は国家や民族の生存能力と、それらの才能やそれらに期待される役割とを区分し、オーストリアが工業国になろうとして自分たちの「魂」を売ってしまい、このわずかな代償でその才能を失う危険に警鐘を鳴らしている。「[オーストリアが] 近代的な、たとえばイギリス的なモデルに従った工業国であることは、必要不可欠なことではない。工業は存在しなければならないが、工業主義の場合はそうではない。つまり、生計の維持、必需品の充足以上の工業は必要だが、その存続のためにとてつもなく不自然な需要が作り上げられる自己目的としての工業は、資本家の強欲と享楽を満たすためだけで、不必要であり、近代文明の禍であり、行き過ぎの姿である。……オーストリア人が何よりもまず近代的意味での工業民族ではないことは確かであり、オーストリアの工業化は、オーストリアが工業的にいつの日か平凡なレベルを超えることもないままに、他のかけがえのない素晴らしい天賦の才と価値の喪失を齎すだろう。さらにオーストリアは魂を失い、物質的におおよそでも世界を克ち取ることもない。近代の工業化された国家としては、オーストリアはおそらく生きていく能

力はない。そしてそれは決して惜しむべきことではないだろう¹¹⁾。」

彼は合邦運動のうちに、みずからの才能や役割を理解せず、ドイツの力を借りて工業国になろうとする「誤った」心性を嗅ぎ取ったが、こうした見解は、オーストリアおよびオーストリア人に特別な使命と才覚を認めた結果であると同時に、文明批判の意味合いを帯びてもいた。合邦への文明批判としての反論は首都ウィーンをめぐる議論にも通底して表れている。ウィーンはかつて皇帝の居城があり、帝国の首都であり、そして文化の一大中心地でもあった栄えある歴史を有していたけれども、帝国崩壊後になると「水頭症(Wasserkopf)」との批判が投げかけられていた。これは、小国の首都としては余りに巨大すぎ、かつての帝国領域からの原料供給を絶たれて工業地帯としての能力を低下させ、地方の食料を徒に消費するだけの存在になりさがった「赤いウィーン」を揶揄するスローガンであった。フラウダもそうした批判の流れに棹さし、ウィーンのいわば「大都市コンプレックス」について、その大都市(Großstadt)へ向けた努力は不首尾に終わったのであり、世界都市(Weltstadt)になる事は期待できないと切って捨てている¹²⁾。もっとも彼はそこにネガティブな意味を込めてはおらず、それどころか「われわれの時代において、より教養があり、思慮深い頭脳の持ち主たちは、近代の大都市や世界都市を素晴らしいとは露ほども思わなかった¹³⁾」との考えを明らかにし、大都市が決して望ましいものではないとしている。それというのも、大都市は文明の異常増大と腐敗の帰結であり、ウィーンはそうした文明におかされてはならず、むしろそうした文明からヨーロッパ文化を守るいわば「反近代性」の拠点であり続けなければならないからである。「われわれの社会学者たちは、近代の大都市に文明の異常増大と腐敗の烙印を押ししている。この大都市の腐敗により、都市の住民は窮乏化し、地方は荒廃し、さらに政治家はその事態に注意を払い始める、……結果、例えばムッソリーニは農村住民の都市への殺到を阻止するための措置を取り、農民が特別な許可なく都市へ移住してはならないことを先ごろ決定した。ムッソリーニは確かに『反動的』ではなく、彼が認識していたことは、巨大な都市が国家の繁栄に結び付くことはないということ、そして文化の中

心地になるためにある都市が巨大な都市である必要はないということである。…… — ウィーンはロンドン、パリ、ベルリンとはまだまだ比較できない [ほど遅れている]。……おそらくウィーンは苦境という厳しい試練を通じてのみその真の使命を思い起こすことができた。すなわち、物質主義という近代のトルコ軍包囲に対する防壁、ヨーロッパ文化の中心であること、これによって煙を吐き続ける悪習の巣窟、近代の商業—悪徳商人のバビロンになる運命から他の首都を守ることがそれである¹⁴⁾。このように彼はウィーンの大都市志向に文明の悪しき様相を見てとり、むしろ進歩に背を向けて、小規模な「遅れた」都市であることにかえて文化上のすぐれた価値を認めている。そして「こうした『世界都市ウィーン』という誇大妄想は全くまづいことに、合邦の希求の中にあらわれている独立国家への意志の欠如と手を結んでいる¹⁵⁾」として、工業国・文明志向がもたらす「誇大妄想」と合邦との親和性を暴くのである。

第2章 異郷としてのドイツ — 故郷としてのオーストリア —

前述のとおり、合邦運動は生存不能性や経済的困窮の解消をその一つの重要な要素としており、フラウダはそうした生存不能神話を解体せんと試みた。だが、彼はこれをもっぱら合邦運動の核心的動機に位置づけた訳ではなかった。前述のとおり、大戦間期の合邦運動は様々な動機から追及されており、たとえば第一次世界大戦終了後に合邦運動ならびにドイツとの合邦交渉を主導した社会民主党のオットー・バウアーは、それを政治的、経済的、文化的理由としていた。その際、バウアーは、オーストリアが単独では生きてはいけなとする生存不能性の説を唱え、大規模経済圏に組み入れられる必要があるとして、ドイツとの合邦を要求した。フラウダはこうした生存不能性を根拠とする合邦の理由付けに疑問を呈し、これが経済的に困窮している民衆を合邦運動に引き付けるための方便に過ぎないと看取した。それというのも、もしオーストリアの経済的困窮の解消だけが目的ならば、ドナウ連邦を形成し、これを通じて経済状態を改善していく途も同時に模索されてもよいはずだが、しかしこち

らはもっぱら拒否され、合邦だけが追求されているからである。フラウダの引用した『ル・タン』の記事では、「オーストリアはとにかく、ドイツ抜きの中欧的連合 — そしてそれはもっぱら経済的な性格だとしても — に加わろうという意志がない」とあり、彼は「合邦は単に経済的理由から必要に迫られて求められているわけではなく、むしろ他のあらゆる要素 — 経済的利点も — こうした合邦要求の下にある¹⁶⁾」とした。

フラウダは、合邦運動の背後に政治的、歴史的理由を見出し、なかんずく「ライヒへの帰郷 (Heim ins Reich)」という歴史的、民族的紐帯からドイツとの統合を求めるスローガンを問題として採り上げた。このスローガンによれば、オーストリアはもともとライヒのオストマルク (東方辺境)・植民地だったのであり、「本国」から切り離された植民地は、合邦によって母国たるライヒに帰郷する。こういった考え方に対してフラウダは次のような疑問を突き付ける。すなわち、母国たる「ライヒはどこにあるのか」、と。彼の見るところ、ワイマール・ドイツはかつてのビスマルク・プロイセン・ドイツでしかなく、これは「ライヒ」ではない。なぜなら、ライヒは民族国家 (Nationalstaat) ではなく、多民族帝国だからである。しからばライヒはどこにあるのだろうか。「ハプスブルク家の支配のもと、オストマルクは帝国の中心、核となり、『宗教改革』後オーストリアはいよいよかつての帝国の伝統の中心地となった。かつてのローマ帝国の理念が、ドイツ (Deutschland) ではますます脆弱になったのに対して、そこでは生き生きと保たれ、……ドイツにおいて皇帝の権力が益々プロイセンの恐るべき影響に屈したのにつれて、オーストリアにおける皇帝権力は強固になり、結果、[ナポレオンに屈して] フランツ二世がやむをえず皇帝位を放棄した時、オーストリアの諸民族はローマ皇帝をとっくの昔にオーストリア皇帝と見なしていた。この出来事の後ライヒはどこかにあったとすれば、それはオーストリアにあったのである¹⁷⁾」。その後のドイツ連邦もライヒではなく、さらに1870年にいわゆる「ドイツ帝国」が設立されたけれども、これもカール大帝の西ローマ帝国との継続性を主張できなかった、とされた。フラウダはその理由を真の帝冠がウィーンにあったことを引き合いに出し、「ライ

ヒはわれわれのところであり、プロイセンドイツはわれわれから、つまり首長 (Haupt) から離れたのだからなおのこと、『ドイツ本国 (Reichsdeutschland)』や『本国のドイツ人 (Reichsdeutsch)』について語る事は馬鹿げたことである¹⁸⁾』と綴っている。

したがって、「ライヒへの帰郷」や「母国への憧憬」といったスローガンは全くの戯言ということになる。なんとすれば、「人は住んだこともない所について帰郷とはいわない」からである。ライヒは彼方ではなく、オーストリアにあるのだから、すでにオーストリア人は故郷にいるのである。こうして、オーストリアが真正のライヒの伝統を受け継ぐ国であることが主張され、ドイツは異郷であり、政治的・歴史的紐帯を説く「ライヒへの帰郷」が詭弁であるとされた。いわく、こうした異郷を現在支配しているのはプロイセンであり、オスマルクよりも新しい植民地であるプロイセン支配のドイツは「継母の家」である。

仮に合邦した場合、こうした異郷での生活にはどのような苦難が待っているのか。フラウダは予想される困難や不利益をいくつかあげている。まず経済的不利益が生じることが懸念され、独塊間の関税が「大国」に有利な形で決定される可能性やシリングの通貨価値の下落¹⁹⁾、工業面で優位にあるドイツによるオーストリア工業の支配²⁰⁾、といったように、そもそも合邦に際して寄せられた期待が裏目にでるとの指摘が行われている。さらに合邦によって政治的にもプロイセンに支配され、従属的立場に追いやられる危険性について言及されている。彼はこの点についてバイエルンを引き合いに出して次のように述べている。「なるほど、合邦の賛同者のうちには連邦制について語る楽道家がおり、そうした人の考えでは、オーストリアは独立した国家として、独立した諸国家の連邦 (eine Föderation freier Staaten) へ加入する、ということになっている。今日のドイツではそうした可能性の保証はない。名目上地位の等しい諸国家の連合 (ein Bund)、そこにおいて今日のプロイセンも構成員だとすれば、かかる連合がきわめて強い不信を呼び起こすに違いないだろう。プロイセンが今日 [対等な] 構成員だったとしても、明日にはもう首位の地位にあり、そし

て明後日には — [プロイセン主導の] 連合 (der Bund) となろう。協商列強が合邦に対して同意をひとたび与えれば即時に、彼らはそれによってプロイセンのヘゲモニーを支援することになるだろう²¹⁾。フラウダにとって、プロイセンの本性とは他国を支配することであり、猫が鼠を捕まえる本性を持っているのと同様、決して変化したり、消滅したりすることのないものである。それゆえ、プロイセンの力を見くびったり、二度とドイツの主導権を握ることが無いといった主張をおこなったりすることは、儂い幻想であるとして、合邦後も良い関係を築けるはずだといった危険な賭けをおこなうことのないよう訴えている。彼は合邦後の状況を当時のユーゴスラヴィア王国になぞらえ、『合邦した』オーストリアには、セルビア人支配のもとでのクロアチア人とちょうど同じような命運がおそらく割り当てられる」と予想し、「しかしひとたび成立してしまえば、いかなる悲嘆の声もはや役には立たなかった²²⁾」と描いている。こうしてドイツとオーストリア、両者の「政治的、民族的紐帯」に名を借りた国家連合形成の不毛さが確認され、「民族上の母国」やワイマールのドイツ・「ライヒ」は異郷でしかないとされるのである。

第3章 「オーストリア国民」の存在証明 — 総ドイツ主義からの脱却 —

第1節 オーストリア人とは？

民族学的 (ethnologisch) 構成要素 — 言語・人種・民族 —

ドイツが民族上の母国でないとすれば、ドイツとオーストリア、ドイツ人とオーストリア人の関係はいかなるものとして把握できるのだろうか。フラウダはここで民族と言語の問題を取り上げている。当時のオーストリアでは、19世紀におけるドイツ語圏で見受けられた、言語に重きを置くヘルダー的な民族理解が広まっており、合邦に賛成する者も反対し独立を唱える者も、ドイツ人とオーストリア人が共通の言語的紐帯をもった同じドイツ民族であることは認めていたものである。そうした状況を受けて、彼は民族 (Volk) が時代の趨勢となっていることを指摘し、ドイツとオーストリアの関係もしばしば民

族の尺度で測られている、と述べている。しかし、彼は決してこうした見方に賛成したわけではなかった。「同じ民族」とされる両者の紐帯として「浅薄な」思想家は言語に注目すると論い、そうした思想家によって展開されている言語と人種の一致という考えが誤りであることを実例から示していく²³⁾。例えば、アラビア語圏においてエジプト人やモロッコ人は明確な固有の民族意識(Nationalgefühl)を持っているし、ロマンス語系の人々のうちにも個別の民族意識を持った集団を確認できる一方で、言語範囲とアラブ人と呼ばれる人の範囲が重なるわけでもないし、ロマンス人種の存在は見出せないのだから、言語圏の広がりをもってゲルマン人種やスラヴ人種の存在は語れない、ということになる²⁴⁾。同様に、言語圏と民族も一致するわけではなく、スペイン語圏の連帯感のなさや各民族の存在、英語圏におけるイギリス人とアメリカ人という別々の国民の存在、など、言語圏からは複数の民族(Nation)が生まれてくるものである。フラウダは、その理由を多くの人種の混淆に求めており、その様々な基層(被征服民族の言語)という諸要素の融合から民族が形成され、結果、各民族には異なる性格や気質が生まれると見ている。けだし一口にドイツ語圏といつて言語の統一性が確認できるからと言っても、実はそれは表面的なものに過ぎず、その薄皮をめくってみれば、人種的混淆の異なる経験を経て形成された様々な民族の姿があり、これらは様々な基層を抱えているのである。オーストリアの場合は、ゲルマン系、ケルト系、ロマンス系、スラヴ系、マジヤール系の諸要素の融合が見受けられ、これにより固有の民族性(Volkscharakter)と民族的気質(Volkstemperament)を持つにいたった、とされている。それゆえ、「オーストリア人は典型的なドイツ人とは著しく異なっているのである²⁵⁾」。

またスイスやベルギー、フランスのような諸国の例にも触れ、これらの国々が、様々な言語を話す住民を抱えつつも、そうした住民の間に確固たる国民意識を定着させている点に鑑みて、言語の共通性よりも、もっと強力な要素が民族や国民の形成に与って力があることが示されている。「確かに、共通の言語は過小評価してはならない凝集手段である。しかし、共通の言語だけが国民性の決定において決定的というわけではない。それどころか、共通の言語は時

折、もっと強力な諸要素に屈する。歴史、様々な伝統、文化、宗教、さらには風土的要素も考慮に値する。これらのすべての条件が一緒に作用して、ある民族性（Volkscharakter）、民族の魂（Volksseele）をもたらすのである。そしてこれが要するにナチオンの最良の定義であろう。すなわち、[ナチオンとは]固有の民族の魂を持っているものであり、そのことで他の共同体から区分される。オーストリアの民族の魂が存在している、ということほど真実なものはめったにない。オーストリアの魂は紛れもないものであり、明白である²⁶⁾。」

南方民族としてのオーストリア人

こうして言語、人種、民族との関係が整理されることで、一方では言語的紐帯を「人種」と置き換え、これを至上価値と見なすような当時しばしば喧伝された汎ゲルマン主義や汎スラヴ主義のような主張は厳しく退けられ、他方では同じ言語圏の中でも複数の民族が成立することが確認され、オーストリア人にもそうした民族的個性があるとの主張がなされるにいたった。それではいかなる特色がオーストリア人には認められるのか。それは一言でいえば、南方民族としてのそれである。

もちろんフラウダも次のように述べることで、オーストリア人やオーストリアの特徴として繰り出されるクリシェを踏襲している。すなわち、カトリックの影響の強調と「東西の架け橋」としての位置づけである。いわく、オーストリアの文化はなによりもまずカトリックの世界観によって培われたものである。ここに民族混淆と地理的状态が加わることで、「ドイツの丹念さと誠実さ、ロマンス系の決然さ、軽やかさ、自主性、そしてスラヴの東方の熱意、敬虔深さ、神秘的な要素」の混合があり、東洋と西洋の合流からして「カトリック」という概念が最も完全な意味で実現したのである²⁷⁾。

しかし彼が強調してやまないのは、オーストリアの南方性である。これが北方性、すなわちプロイセンとの対照から考察されているのは確かであり、その点でもしばしば繰り返されるオーストリア人と共通した構造を持っているといえる。だが、そうした南方の特徴を「民族」としての差異にまで拡大して描

き出している点が彼の議論の特質をなしているといえる。彼は南方民族の特徴を温かく微笑ましい情景と共に描いているが、これは彼のなかにあるオーストリアの心象風景であり、どこかに具体的に存在している風景を描いたものではないだろう。開放性、牧歌性の記号としてそうした風景を用いることで、彼はオーストリアをうるわしの祖国として飾り立てているのであり、そうした祖国をもつオーストリア人が「ドイツ」人とは異なる「民族」であることがはっきりと主張されているのである。「地理的状况によって、オーストリア人は北方とよりも南方と一層多くの共通点を有しており、気質と生き方ではかなり南国人（南欧人）である。郊外での変化に富む生活、鳴り響く音楽での民衆の楽しみ、多彩なスカーフの女性たち、はだしのまま、半そでの襟なしシャツ（Ruderleibchen）を着た民衆の子供たち — これらはオーストリアでは貧困のしるしではない — これらはわれわれの街頭の風景にすこぶる絵画的な様相をもたらすが、北方ドイツ人にとっては、『不快極まりない半アジア的な状態』を意味している。こうしたすべてのことからわれわれが南方的民族（Volk）であることがわかる。いや、この民族は、その活発さ、その美意識、その言語の快い響き、柔和で旋律豊かな声、豊かな抑揚において傑出しており、今日の一般的な意味における『ドイツ』民族ではない。いましがた列挙したメルクマールは、『ドイツ流』の性格描写のために持ち出すのを常とするようなものとは異なっている²⁸⁾」。

第2節 国民概念の明確化 — 国民（Nation）とは何か？ —

これまで見てきたように、フラウダはオーストリア人をドイツ人とは異なる存在して捉え、さらにそれが民族としても、国民としてもそうである、との立場を採っていた。ところで、ドイツ人とオーストリア人との間に何らかの違いを認めることは、国民意識の成立が未成熟であったとされる大戦間期においても、それどころかそれにさかのぼる帝政期においても、行われてきたことだった。それゆえ、重要なのは、そうした違いを何の違いとして捉えるか、ということであり、これはとりもなおさず当時、ドイツ人やオーストリア人の関係

を表現する際に登場したり用いられたりした用語、すなわち、国民 (Nation)、民族 (Volk)、民族性 (Nationalität) という用語をどのように使用したか、ということである。前述のとおり、フラウダはすでに言語と民族との区分を説くことで、「ドイツ人」と「オーストリア人」との違いをNationのそれとして描いており、さらに南方民族としての特徴をオーストリア人に見い出していた。しかし、かてて加えて彼はこうした問題について1937年に『祖国』誌上で活弁に議論を行っている。ナチス・ドイツの成立後、ヒトラー政権は合邦へ向けて積極的な活動を展開し、それはテロのような実力によるものから、プロパガンダを通じた思想によるものまで様々だった。そこではドイツ人とオーストリア人は一つの民族 (Volk) であることが強調され、オーストリア人が母国たるドイツ国 (Reich) へ「帰郷」することが喧伝された。これに対して、ドルフスーシュニツク体制の採った策は、帝政期以来の民族概念を変えることなく、むしろそれに忠実に独立の論理を編み出すことだった。そこではオーストリア人もドイツ民族 (Nation) であることが確認され、しかしながらこれが古き良き「ドイツ」の伝統を組む考え方、つまり国家統一なき文化的紐帯の謂いであり、「ドイツ」らしさを強調すればそれだけ一層、別々の国家としてオーストリアが独立する根拠となることが主張された。このいわゆる「総ドイツ主義」(Gesamtdeutsch) では、Nationとしてはドイツ民族しか存在せず、オーストリア民族 (österreichische Nation) という言い方は存在しない²⁹⁾。このことは、民族自決権が強力な国制原理となっていた当時の中・東欧を考えた場合、きわめて脆弱な立場にオーストリアの独立が追いやられることを想起させるものである。民族の統一を謳う民族国家 (Nationalstaat) や民族性原理 (Nationalitätenprinzip) といった言葉にも、Nationという言葉やその派生語が使用されている以上、この言葉を用いてドイツ人とオーストリア人の関係を表すことは、両者の統合や合邦運動に資することはあったとしても、両者の分離やオーストリアの独立維持に貢献するとは — 少なくとも当時生きていた人々からすれば — 思われなかったからである。

それゆえに概念の明確化は、フラウダにとって、喫緊の課題となって立ち

現われたのである。彼はまずNationのフランス概念について考察し、これが多様な言語状態や人種状態を全く排除せず、ある政治共同体に帰属する成員の意味であることを確認する。「フランス語においては、言語圏の一部だけを占有する住民もネイションと呼びうる。英語でもそれ以外にはなく、これがその表現の唯一のまともな物の見方であるように思われる」から、「(la nation autrichienne) つまりオーストリア国民 (die österreichische Nation) について³⁰⁾」も語ることができるのではないかと彼は主張するのである。こうした考え方については、フラウダ自身述べているように、しばしばNationのフランス概念とドイツ概念という二項対立の図式—あるいは国家国民と文化国民との対置—を掲げる人々からの異論が予想された。もとより、総ドイツ主義のNation概念もこうした対立図式のなかで理解されるものであるから、当然、フラウダのフランス流のNation理解には疑問符がつけられることだろう。しかしながら、彼は「われわれがフランスの、ベルギーの、あるいはアメリカのネイションについて語る際、それによって、われわれはフランス人やイギリス人、その他と同じものを思い描いている。それゆえ、「Nation」という表現は、ただドイツとオーストリアが問題となっている場合には、[他の国に対する使用法と] 同じ意味ではない、ということが明らかとなろう。あらゆるものについては語ることができるけれども、ただしオーストリア国民だけはだめなのである」と述べて、その首尾一貫性のなさを指摘しつつ、ナチスに反対する人々の間からも熱心にオーストリア国民の存在が否定される様を実に奇妙なことだと嘆いている³¹⁾。

そうした人々の論拠はオーストリアが有する「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」(Das Heilige Römische Reich deutscher Nation)としての歴史にあり、とりわけそこで「ドイツ国民」(Deutsche Nation)の一員としてオーストリアが位置づけられていたからだ、ということだった。しかしフラウダはロバート・ヨン(Robert John)の意見を参照しつつ、そもそも神聖ローマ帝国にはそうした「ドイツ国民の」という表現がなかったとし、あったとしても中世のNationの用語法は現在のそれとはまったく異なり、意味内容が異なることを指摘してい

る。つまり、この「ドイツ国民の」という言い方があるからといって、オーストリア国民の存在を否定する論理にはなりえないのである。それというのも、それというのも、1、その称号は非ドイツ系諸民族を含んでおり、そのなかでオーストリアも同じようによく一つの民族でありうる。2、「Nation」という表現はドイツ言語圏 — 「総ドイツ的」解釈によればその言葉の特殊「ドイツ的な」意味であったはずだが — と重ならないし、またローマ帝国の国家の形とさえ重なりはしない。つまり、その称号はスウェーデンやポーランドといった、今日概念では明らかに固有の国民である民族共同体 (Volksgemeinschaft) を含んでいたのである。結局、スウェーデンやポーランドと同じように一度もゲルマン王国に所属したことのないオーストリアが「ドイツ国民」の内側で考えられた、という事情は、オーストリアがドイツ (deutsch) であるということの証拠には決してならず、そしてまた、オーストリアがナチオン (Nation) でさえない、ということの証拠にも決してならないということである³²⁾」。

それにもかかわらず、総ドイツ主義者たちはこのNationという言葉が「言語圏」と同様に用いており、それは先に触れたように、オーストリアとドイツの関係に際してのみ確認される、意味の歪曲である、と指摘し、彼はNationという言葉の正確な使用として、「オーストリア国民」という言い方が成立する、そしてオーストリア国民そのものが存在することを再度強調するのである。はっきりしているのは「今日、フランス人、イギリス人、スペイン人に相当する『Nation』という言葉の見解であり、つまり国家として組織されたVolkという概念がそれである。それは単一言語であるか多言語であるかによらず、完全な言語圏を形成する場合もあれば、言語圏の一部しか構成しない場合もある。そして、この原則によれば、オーストリア国民 (Nation) が存在することは全く明らかであり、数世紀来、そのようなオーストリア国民は現に存在してきたのであり、しかも、ドイツ国民 (Nation) が存在するまえから、そのように言えるだろう³³⁾」。

- 1) 木村雅昭『「グローバリズム」の歴史社会学』ミネルヴァ書房、2013年。
- 2) Anton Staudinger, *Austrofaschistische "Österreich"-Ideologie*, in : Emmerich Talos, Wolfgang Neugebauer (Hg.), *Austrofaschismus: Politik-Ökonomie-Kultur 1933-1938*, Wien, 2005, S. 42; Markus Erwin Haider, *Im Streit um die österreichische Nation: Nationale Leitwörter in Österreich 1866-1938*, Wien/Köln/Weimar, 1998, S. 217、では、“先駆的”な「オーストリア国民」論者を探りあげつつも、当時の総ドイツ主義の影響によって「オーストリア国民」概念が日常政治における議論においてさほど力を持たず、体制のオーストリア・イデオロギーによってその基盤が浸食されたと見なされており (cf. Staudinger, op. cit., S.49)、その影響力の乏しさが指摘され、わずかな紙幅が割かれているに過ぎない。また大戦間期におけるオーストリアの独自性の主張について、概観したヴィルチェックの著書 (Walter Wiltschegg, *Österreich-der "Zweite deutsche Staat"? : Der nationale Gedanke in der Ersten Republik, Graz/Stuttgart, 1992*) においてもE. K. ヴィンターをはじめとしたオーストリア国民論者が1930年あたりから、ドイツとの結びつきを認めるようになっていったことが指摘され、結局のところ、本格的な国民論の登場は第二次大戦後を待たねばならないとされている (Ibid., S. 285-287)。
- 3) ドルフースーシュシュニック体制における「ドイツ人」とは異なるオーストリア人意識の涵養、とりわけその教育政策における側面については、Claudia Tancsits, *Manifestationen des Österreichbewusstseins im Schulwesen der Zwischenkriegszeit mit besonderer Berücksichtigung der Zeit von 1933 bis 1938*, Wien (Diss.), 2002; Roman Pfefferle, *Schule – Macht – Politik : Politische Erziehung in österreichischen Schulbüchern der Zwischenkriegszeit*, Wien, 2010、を参照。体制と国民論の関係については、Haider, op. cit., S. 222-223、で指摘されているように、シュシュニック体制下でも「オーストリア国民」論が体制の方向性と矛盾しないことが、オストマルク突撃隊の冊子 (*Sturm über Österreich*, am 4. April, 1937, in: Anton Fellner, *Wie es kommen sollte...: Dokumentarische Belege für den Verrat Schuschniggs*, Linz, 1938, S. 47) で確認されていたり、体制のオピニオン誌である『キリスト教職能身分制国家』(*Der christliche Ständestaat*) のなかでオーストリア国民論が展開されていたり (Gottfried-Karl Kindermann, *Österreich gegen Hitler: Europas erste Abwehrfront 1933-1938*, München, 2003, S. 69-72, 401-402、ではのちに1944年に抵抗運動組織05の指導者となるアルフォンス・シュテールフリート (Alfons Freiherr von Stiefried) らの議論が参照されている) と、公式の「教義」である「より善きドイツ人としてのオーストリア人」とは異なる形でも「オーストリア人」論の主張が「許容」されていた様子が見えてくる。君主制-正統主義者の国民論については、Friedrich Farbr, *Zur Psychologie des österreichischen Nationalgedankes*

- unter besonderer Berücksichtigung des legitimistischen konservativen Denkens (1918-38)*, Mainz (Diss.), 1954も参照。
- 4) 国民意識の在り方は移民問題の争点化や移民政策に対して強い影響を与えるものである。これについては、拙稿「現代オーストリアの移民問題とその歴史的位相」日本比較政治学会編『国際移動の比較政治学』（日本比較政治学会年報第11号）ミネルヴァ書房、2009年、参照。
 - 5) フラウダについて、オーストリア国民論一般としてはStaudinger, *op. cit.*, S. 42やWinfried Garscha, *Grossdeutschum, Anschlussbewegung und Austromarxismus*, in: *Austriaca*, n°15 - *L'austromarxisme : Nostalgie et/ou renaissance* (vol. 2/2), S. 57で言及されている。ドイツ人との違いの主張としての言語論に注目したものとしては、Haider, *op.cit.*, S. 186-187; Peter Taler, *National History – National Imagery: The Role of History in Postwar Austrian Nation-Building*, in: *Central European History*, vol. 32, no. 3, p.280; Ulrich Ammon, *Sprache – Nation und die Plurinationalität des Deutschen*; Peter Wiesinger, *Nation und Sprache in Österreich*（共に、Andreas Gardt(Hg.), *Nation und Sprache: Die Diskussion ihres Verhältnisses in Geschichte und Gegenwart*, Berlin/ New York, 2000, に所収）、Ingo Reiffenstein, *Deutsch in Österreich*, in: Ingo Reiffenstein, Heinz Rupp, Peter von Polenz, Gustav Korlen, *Tendenzen, Formen und Strukturen der deutschen Standardsprache nach 1945*, Marburg, 1983; ditto, *Deutsch in Österreich vom 18. Bis ins 20. Jahrhundert: Das problematische Verhältnis von Sprache und Nation*, in: Dieter Langewiesche und Georg Schmidt, *Föderative Nation: Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, München, 2000 の論考を参照（詳しくは本稿第4章）。
 - 6) 『祖国』の編集者はヴィルヘルム・シュミット (Wilhelm Schmid) であり、彼は、ヴィンターやアウグスト・M・クノール (August Maria Knoll)、アルフレッド・ミッソック (Alfred Missong) ら大戦間期や第二次大戦後にオーストリア国民論を展開した者達と共に、1927年に“Österreichische Aktion”を執等した。
 - 7) Carl Friedrich Hrauda, *Um Freiheit Oesterreichs: Gedanken über den Anschluss*, Wien, 1930, S.3
 - 8) *ibid.*, S. 4.
 - 9) *Ibid.*, S. 4-5. こうした政治的共同体としては独立国家のあり方を希求し、経済的共同体としては各国間の条約締結などによってこれを構築する姿勢は、シュシュニックにも共通しているものである。参照、拙著『オーストリア国民意識の国制構造— 帝国秩序の変容と国民国家原理の展開に関する考察』見洋書房、2013年、105 - 107頁、参照。
 - 10) *ibid.*, S. 6-7. ここでフラウダはハンガリーに言及し、残余のハンガリーもオーストリアと同じように手酷い領土の縮小、改編を閱したけれども、民族の魂を放棄しようとはしていない、と述べている。

- 11) *ibid.*, S. 7-8. 傍点は原文ゲシュペルト。
- 12) *ibid.*, S. 8.
- 13) *ibid.*, S. 8.
- 14) *ibid.*, S. 9.
- 15) *ibid.*, S. 9. 当時のウィーンの「地位低下」への懸念と合邦志向との親和性については、さしあたり、前掲拙著、46頁。
- 16) *ibid.*, S. 10. 傍点は原文ゲシュペルト。併合 (Annexion) とは異なり、合邦 (Anschluß) が元来有していた国家連合という国制上の特徴については、前掲拙著、43頁。
- 17) *ibid.*, S. 12. 傍点は原文ゲシュペルト。
- 18) *ibid.*, S. 12.
- 19) *ibid.*, S. 6.
- 20) *ibid.*, S. 8.
- 21) *ibid.*, S. 13. 併合 (Annexion) とは異なり、合邦 (Anschluß) が元来有していた国家連合という国制上の特徴については、前掲拙著、43頁。
- 22) *ibid.*, S. 22. クロアチアはセルビア中心のユーゴスラヴィア王国で自治権を求めているが、これが認められるには至らず、そのためテロリズムや独立を求めるウスタシャの動きにつながっていった。
- 23) *ibid.*, S. 14.
- 24) *ibid.*, S. 14.
- 25) *ibid.*, S. 15.
- 26) *ibid.*, S. 16.
- 27) *ibid.*, S. 17. こうしたオーストリアとカトリックの「普遍性」との協同は、たとえば帝政期にイグナーツ・ザイベルなどによっても唱えられたものである。また彼はここでバロック文化がオーストリアのもとで全盛を迎えたことに触れ、現在もなおフランスでバロックが「オーストリア様式 (style autrichien)」と呼ばれていることを紹介している。オーストリアをバロック文化と結びつけて飾り立てるとするのは、例えばザルツブルク音楽祭をバロック的祝祭と位置づけ顕示した、ホフマンスタールなどの姿勢にも共通して確認できるものである。
- 28) *ibid.* S. 18. 同様のオーストリア人の“南方性”についての指摘は、Carl Friedrich Hrauda, *Der deutsche Mensch und der österreichische Mensch*, in : *Vaterland*, 7, Jg., 7. Heft, 1933/34, S. 104においても行われている。
- 29) 総ドイツ主義については、前掲拙著、参照。
- 30) Carl Friedrich Hrauda, *Österreichische Nation: österreichisches Volk*, in: *Vaterland*, 11. Jg., 2.

Heft, 1937/38, S. 17.

31) *ibid.*, S. 18. 傍点は原文ゲシュペルト。

32) *ibid.*, S. 19. こうした議論の一方で、中世の *natio* 概念にオーストリア国民の起源を求める見解も存在していた。同様の発想は、第二次世界大戦後にも見受けられる (cf. Talar, *op. cit.*, pp. 287-288. もっともターラーはこうしたナショナルな起源についての企図に対して、国民起源の神話と歴史的事実との齟齬を指摘している)。

33) *ibid.*, S. 19.